

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成三十年二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業八・六・七号平城宮跡歴史公園

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市登大路町三〇番地

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 奈良市二条大路南三丁目地内
- 2 使用の部分 なし